



2019年9月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M T G  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 下 剛  
(コード番号：7806 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 川 嶋 光 貴  
経 営 推 進 本 部 長  
( TEL. 052-307-7890)

### 東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、本日、有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

#### 記

当社は、2019年7月12日、当社における不適切な会計処理等に関する第三者委員会の調査報告書及び過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社及び当社子会社では、開示した業績予想の達成を目的として、売上の計上要件を満たさないまま、納品の事実をもって売上を計上していたこと、またその事実が発覚しないように会計監査人に対して虚偽の説明を行っていたことが明らかとなり、2018年9月期から2019年9月期第2四半期までの決算短信等において、虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

こうした開示が行われた背景としては、本件では主に以下の点が認められました。

- 当時の常務取締役が管掌する事業部門及び当社子会社では、新規取引開始時に社内規則で定められた承認手続よりも売上計上を優先し、当社にとって明らかに多額であるにもかかわらず取引の概要や契約条件等の必要な情報が適時、適切に当社管理部門に共有されないなど、当社管理部門の機能の軽視が常態化していたこと
- 当社経理部では、常務取締役らが行った会計監査人に対する虚偽の説明を事後的に把握したにもかかわらず、当時の執行役員経営推進本部長らが常務取締役の意向に沿う形で会計監査人に対する虚偽の説明に加担していたなど、当社管理部門の統制の無効化があったこと
- 当社社長は、会計監査人に対する虚偽説明の端緒となる説明を受けていたにもかかわらず、これを看過したなど、コンプライアンスに関する意識が低いこと

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

なお、当社は、2019年7月18日付「再発防止策の策定について」にて公表いたしました再発防止策の実行を進めているところではありますが、株式会社東京証券取引所からの措置に対しても、真摯に対応していく所存です。

以 上